

非常変災時における応急対策(R8.6.1改定)

台風等における自宅待機や登校に関しては、以下のような対応をお願いします。

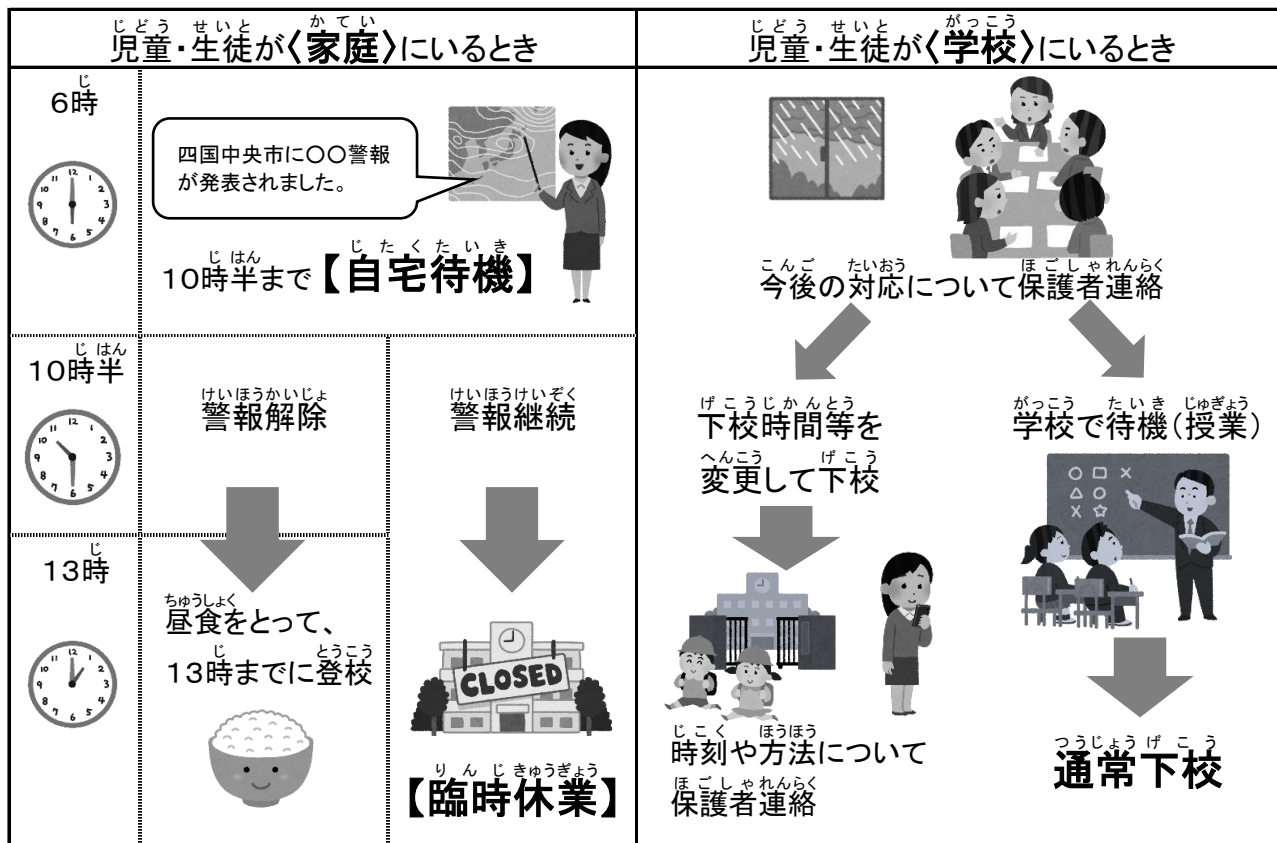
- 1 原則として、午前6時のテレビ、ラジオ、インターネット等の気象情報により判断を行う。
- 2 午前6時の天気予報、またはそれ以後であっても登校時までに、四国中央市に「大雨・土砂災害」のどちらか一つでも「レベル3警報」以上が出た場合及び、「暴風・暴風雪・大雪」のどれか一つでも警報が出た場合は、自宅待機とする。
(自宅待機となった時点で、当日の給食及び午前中の授業はありません。)
- 3 午前10時30分までに「レベル3警報」(暴風・暴風雪・大雪の場合は「警報」)が解除されたときは、原則として自宅で昼食をとり、午後1時までに登校する。
(5時間遅れの集団登校) 下校時刻は、テトルでお知らせします。
- 4 午前10時30分の時点で「レベル3警報」(暴風・暴風雪・大雪の場合は「警報」)が継続している場合は、「臨時休業」とします。
- 5 児童が登校した後、台風接近や大雪による「レベル3警報」や「警報」が出た時、またはその「レベル3警報」や「警報」が予想される場合には、早急に集団で帰宅させます。必要に応じて教職員が引率したり、保護者の皆様に協力を要請したりすることもあります。
- 6 「暴風・大雨・土砂災害・暴風雪・大雪」以外の警報や各種注意報等の場合は、原則として登校する。ただし、保護者の皆様が危険と判断した場合は、保護者同伴で登校するか、安全が確認されるまで自宅待機し、その旨を学校へ連絡してください。この場合、遅刻・欠席扱いとはなりません。
- 7 登校前までに、弾道ミサイル発射について「アラートの緊急情報伝達(第1報)」があった場合は、「自宅待機」とします。安全が確保され、登校が可能となったときには、テトルで登校時間をお知らせします。
- 8 登校前までに、四国中央市に「震度5弱以上」の地震が発生した場合は、「自宅待機」とします。安全が確保され、登校が可能となったときには、テトルにてお知らせします。

重要

非常変災時の対応

しこくちゅうおうしきょういんかい
四国中央市教育委員会
へいせい ねん がつ にちかい
平成30年10月1日改訂

① 四国中央市に特別警報または警報(波浪警報・高潮警報を除く)が発表された場合



② 四国中央市に【震度5弱以上】の地震が発生した場合

